

第2 保 險

医療法人資金調達研究委員会

(主) 岡田 雅子 担当委員

(副) 中井 恵美子 担当委員

(目次)
第2 保 険

ページ

法的要件等の整備要望	1
第1 損害保険	2
1 . 損害保険の意義	2
2 . 損害保険の分類と種類	2
3 . 損害保険の経理処理	3
4 . 損害保険を利用するポイント	3
5 . 損害保険会社破綻時の処理	3
第2 キャプティブ利用による資金調達機能	4
1 . キャプティブの意義	4
2 . キャプティブのメリット	5
3 . キャプティブのデメリット	5
4 . キャプティブの現状	5
5 . 医療法人への適用の可否	6
第3 生命保険	7
1 . 生命保険の意義	7
2 . 利用方法	7
3 . 生命保険の分類と種類	7
4 . 生命保険と貯蓄の違い	8
5 . 生命保険会社の選び方	9
6 . 生命保険の活用方法・研究	9
7 . 生命保険会社各社の保険商品に対する対応	11
8 . 生命保険3社の保険比較	16
9 . 生命保険に関する諸問題	27
10 . 生命保険の経理処理	28
11 . 死亡保険金取得以外で相続税の課税関係が生ずる場合の 生命保険契約に関する権利の評価	32
第4 添付資料	
(資料3-1) 損害保険会社格付け資料	35
(資料3-2) 生命保険管理台帳	36
(資料3-3) 生命保険会社格付け資料	37

- 法的要件等の整備要望 -

医療法人が継続企業体として永続性を図るため、その中心的構成員である理事長・院長などに法人として生命保険をかけることは通常行われていることである。金融再編・規制緩和のうねりの中で生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更が始まっており、自社株の割り当てが行われる等医療法人の投資のあり方にも少なからず影響を及ぼし始めてきている。非営利を前提とした医療法人制度の健全経営のため、次のような要望をする。

〔要 望〕相互会社から株式会社への組織変更により、医療法人に割り当てられた当該会社の株式（有価証券）の保有容認

相互会社である生命保険会社が株式会社に組織変更した場合、所定の保険契約者に一定の基準で株式を割り当てられるため、当然のことながら、医療法人もしくは個人開業医が株式を所有せざるを得なくなる。金融行政当局の誘導もあり、急速に相互会社の株式会社への組織変更が促進されることは確実である。

医療法人が株式を取得した場合、医療法人の経理としては、有価証券として資産計上すべきであるが、株式の割り当て形態によっては、簿外処理（課税上・違法）がなされる可能性もある。

このような生命保険株式会社の株式（有価証券）の取得は、「国公債もしくは確実な有価証券」該当するものと考えざるを得ないことを要望したいが、そのような解釈でよろしいか明らかにされたい。

なお、本件は地域医療振興債の医療法人等の所有にかかり合うことを了解されたい。

第1 損害保険

「損害保険」は、偶然の事故や災害などの損失に備えるものであるため、保険事故発生に対する補償を長期的に補填するものではない。従って「リスク」以外の資金調達手段となりにくい。

1. 損害保険の意義

損害保険とは、将来起こるかもしれない偶然な事故や災害などのリスクが生じた場合に、経済損失を最小限にするための手段であり、法律に次のように規定されている。

・商法第629条

損害保険契約ハ当事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其ノ効力を生ス

・新保険業法第2条

一定の偶然なる事故によって生ずることのある損害を填補することを約し保険料を收受する契約

2. 損害保険の分類と種類

(1) マリンかノンマリンかによる分類

ノンマリン分野の保険

自動車保険(強制、任意)

火災保険(火災、利益・費用)

傷害保険(傷害、利益・費用)

新種保険(新種、航空)

積立保険(積立、財形)

マリン分野の保険

海上保険(船舶、貨物)

(2) 日常生活に関する分類

住まいと生活の保険

住宅火災保険、団地保険、地震保険等

くるまの保険

自賠責保険、任意保険、ドライバー保険等

からだの保険

普通傷害保険、医療費用保険、所得保障保険等

積立保険(貯蓄保険)

積立火災保険、積立傷害保険、財形貯蓄傷害保険等

老後に備える保険
介護費用保険、年金積立傷害保険
レジャーの保険
海外旅行傷害保険、ゴルファー保険等

3. 損害保険の経理処理

(1) 損害保険料支払時

満期返戻金の定めがない場合・・・保険料として損金経理

満期返戻金の定めがある場合

保険料(損金経理)と保険積立金(資産計上)にわけて経理処理

(2) 損害保険金受け取り時

雑収入として経理処理

4. 損害保険を利用するためのポイント

(1) 各種保険商品がどのようなリスクに備えているか。

保障内容と特約範囲の確認

(2) 免責事項の確認

契約前にどういったケースが免責になるのか確認

(3) 特別の契約方式が用意されている保険商品であれば経済的に利用する

(4) 保険の付保額を決定するための基準を設ける

(例) 建物：再調達価格 - 経過減価

5. 損害保険会社破綻時の処理

損害保険会社の選択時には、生命保険会社と同様に契約者が格付け会社の評価やソルベンシーマージン等(資料3-1)により当該保険会社の財務体質の健全性をチェックし選択することが望しい。しかし、契約していた損害保険会社が破綻した場合には、当該保険会社の財産状況に応じて補償される部分の他、損害保険契約者保護機構が契約者に対して保険金等の支払いを補償することになってる(下表【損害保険契約者保護機構による補償】参照)。また、解約返戻金・満期返戻金も保険金と同様の補償割合で保護が、積立保険や介護費用保険について予定利率の変更が行われた場合は補償割合も減少することになる。

[損害保険契約者保護機構による補償]

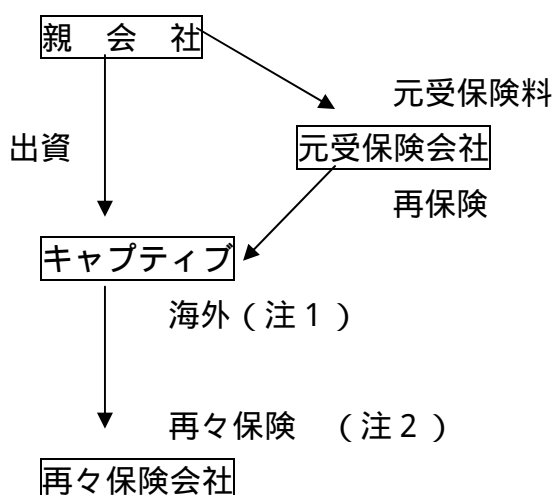
	保 険 種 類	補償割合 (%)
補償対象	自賠償保険、地震保険	100%
	年金払積立傷害保険、財形傷害保険	90%
	自動車保険、火災保険、傷害保険、医療費用保険、介護費用保険（以上に属する積立保険を含む）	90%
補償対象外	上記以外の保険	保護機構による保護はなし。破綻保険会社の財産状況に応じた対応となる

第2 キャプティブ利用による資金調達機能

「損害保険」は、偶然の事故や災害などに備え経済損失を最小限にするための手段であるから、もともと資金調達手段とはなりにくい性格のものである。しかし、キャプティブを利用することによって、保険コストの節減を図ることができ、ケースによっては、保険事業収益・運用益を入手することも可能である。

1. キャプティブの意義

キャプティブ(Captive)とは、企業(親会社)が、自社または自社グループの保険契約を引受対象として海外に設立する保険子会社のことをいう。



(注1) 日本の保険業法では、キャプティブ(保険子会社)を設立しようとする、一般の商業保険会社と同様の審査と最低10億円の資本金が必要となるので、キャプティブはバミューダやケイマン、米国バーモント州など、法制度や運用基準が柔軟な国や地域に設立される。

(注2) キャプティブはあくまで「保険会社」であり、巨大ロスや事故多発に備えて、ほかの再保険会社に再々保険を行うのが一般的である。

2. キャプティブのメリット

(1) 保険コストの軽減

既存の保険市場では、保険料に含まれている保険会社の人件費などの事業費や利益が大きいのが避けられる。自社の保険料が子会社のキャプティブの保険料収入となり、これが良好な損害率ですめばキャプティブが収益をあげるようになって親会等の保険コストの軽減につながる。

(2) 国際保険マーケットの情報入手

キャプティブが海外で再々保険を行うことによって、海外の再保険市場や資本市場へ直接アクセスすることになり、世界の保険マーケットに関する情報や知識を得ることができる。

(3) リスクマネジメント意識の高揚

キャプティブが親会社などのリスクを保有することになるので、親会社等がさまざまなリスクを直接的に集中管理するリスクマネジメント意識の高揚が期待できる。

(4) 一般の保険市場で入手困難な保険の引き受け

米国では、保険の購入が困難な特殊リスクなどをキャプティブを利用して問題解決している。

3. キャプティブのデメリット

(1) 設立コストや管理・運営コストの発生

設立時のコストや設立後も毎年、管理・運営コストがかかる。

このため、レンタキャプティブという、すでに設立されている再保険会社のセル(部屋)を借りて、設立期間や設立コストを少なくする方式がある。

(2) 設立地や日本の法規制の変更により、当初見込んでいたメリットが享受できなくなる可能性がある。

(3) 巨大ロスや事故多発により損害をこうむる可能性がある。

(4) マーケットの状況如何では、再々保険料の高騰や、引き受け手がみつけれないリスクがある。

1. キャプティブの現状

全世界に約 4500 社(2000 年末)のキャプティブが存在する。

そのうち、日系企業のキャプティブは 75 社。(資料: Best's Captive Directory

2001)。損保・金融、自動車、商社、海運・航空・運輸、石油・エネルギーなどの業種で、日本を代表するような大手企業がキャプティブを所有している。

5．医療法人への適用の可否

キャプティブの採算をとるためには、一定規模以上の保険料を支払っていることが前提となる。目安としては元受保険会社がキャプティブに出再する再保険料ベースで約2億円、簡易なレンタキャプティブでも約1億円程度が必要である。

出再保険料は、元受に支払う保険料の約3割から5割なので、5割とみても、保険料を2億円から4億円支払っている医療法人でなければキャプティブを利用できない。単体で無理であれば、複数の医療法人が共同で利用するグループ・キャプティブ方式もあるが、損害率の算定の困難さや、巨大ロスや事故多発の危険性を考慮するとコストの割には、メリットは少ないと思われる。

なぜなら、かつては、節税効果があるとされていたキャプティブだが、タックスヘイブン税制の適用により、節税メリットは享受できなくなっている（以下の(1)～(3)に該当する場合は、キャプティブの留保所得が合算課税の対象となる）

- (1) キャプティブが内国法人以外の法人であること
- (2) 株式50%超が内国法人に保有されていること
- (3) キャプティブの租税負担割合が25%以下であること

税は「生き物」であり、キャプティブの所在地の税率引き下げなどによって、保険コストの軽減のメリットが失われる可能性も十分あり得る。また、税務当局は従来より、日本より税率の低い国に所得を移転する行動に対して重大な関心を寄せており、今後、親会社から元受保険会社への元受保険料の損金処理が認められなくなる可能性さえ否定できない（根拠・法人税法第11条・実質所得者課税の原則）

こうした事情を勘案すれば、当委員会の私見であるが、医療法人がキャプティブを利用する必要性はほとんどないと考えられる。

第3 生命保険

「生命保険」は、生命、医療、老後などの生活保障に備えるものであるため、保険事故発生に対する補償が、長期にわたるものである。従って「リスク」以外の資金調達手段も可能であると考えられる。

1. 生命保険の意義

生命保険とは、死亡、医療、長生きなどによる経済的損失（負担）に備える手段であり、商法に次のように規定されている。

・商法第 673 条

生命保険契約ハ当事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ関シ一定ノ金額ヲ支払フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

2. 利用方法

生命保険は、医療法人にとって隠れたキャッシュフローであると考えられるため、キャッシュフローの認識を行うべきである。キャッシュフロー認識をする上で、「生命保険管理表」(資料 3 - 2)を作成し、加入生命保険の現在価値を把握することが必要である。

3. 生命保険の分類と種類

(1) 生命保険が、どのような場合に保険金が支払われるかによつての分類

死亡保険

死亡保険とは、被保険者が、死亡又は高度障害になった場合に限りて保険金が支払われる保険である。

その種類として、次の3つがある。

(イ) 定期保険・・・保険期間が定められている保険

(ロ) 終身保険・・・保険期間が一生にわたっている保険

(ハ) 定期保険特約付終身保険・終身保険に定期保険を上乗せした保険

生存保険

生存保険とは、契約してから一定期間が満了するまで、被保険者が生存していた場合のみ保険金が支払われる保険である。

(イ) 年金保険・・・一定の年齢から毎年年金を受取ることができる仕組みの保険

(ロ) 貯蓄保険・・・財形保険がその代表である。

生死混合保険

生死混合保険とは、死亡保険と生存保険を組み合わせた保険である。

被保険者が、保険期間の途中で死亡又は高度障害になったときや保険期間満了まで生存したときに、保険金が支払われる保険である。

(イ) 養老保険

死亡保険と生存保険を同じ割合で組み合わせた保険

(ロ) 定期保険特約付養老保険

養老保険に定期保険を上乗せした保険で、満期保険金より死亡の場合の補償が大きい保険である。

(2) 生命保険で支払われる保険金額が変動するか否かの分類

定額保険・・・契約時に定めた保険金額が、保険期間中一定の保険

変額保険・・・保険金額が資産の運用実績に応じて変動する保険で、

終身保険タイプと養老保険タイプの2種類がある。

(イ) 終身保険型変額保険

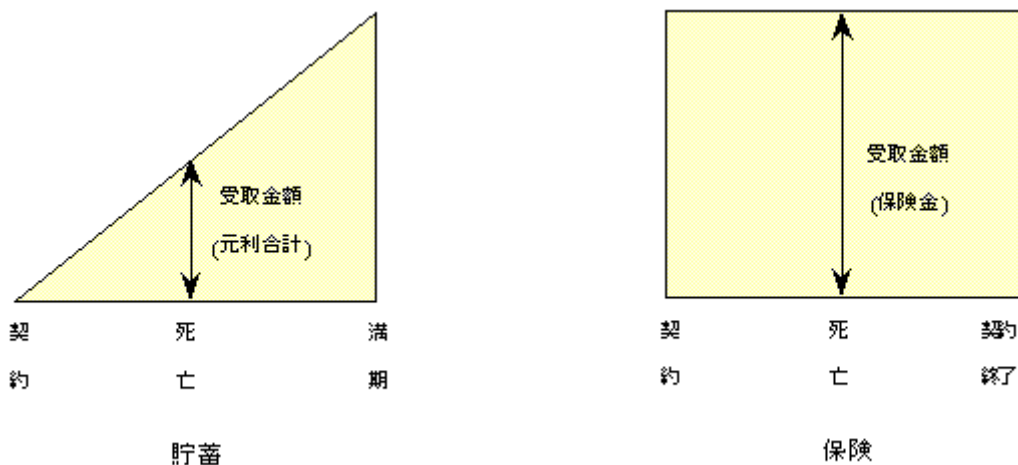
一生涯の死亡保障があり、死亡・高度障害保険金は資産の運用実績に基づいて毎月増減するが、契約時に定めた保険金額(基本保険金)は保証されている。

(ロ) 養老型変額保険

一般に有期型と呼ばれる変額保険で、死亡・高度障害保険金は資産の運用実績に基づいて毎月増減するが、契約時に定めた保険金額(基本保険金)は保証されるが、満期保険金については運用実績により基本保険金額を下回ることもある。

4. 生命保険と貯蓄の違い

貯蓄は、貯めた金額の範囲でリスク補填に当てることができるが、生命保険は契約した時点から払い込んだ保険料に関わらず約束された保障額を受け取ることができる。



5. 生命保険会社の選び方

近年、生命保険会社の破綻が相次ぎ、契約者は生命保険会社の財務体質の健全性をチェックし選択しなければならない時代が到来した。その際の目安となるのは格付け会社の評価(資料 3 - 3)を参考にする。また、ソルベンシーマージン比率を比較するのも有効な手段である。ソルベンシーマージン比率とは、生命保険会社の「支払余力」を示すもので、通常の予測を超えて発生するリスクに対応かどうかを判断するための行政監督上の指標をいう。

この比率が 200%を下回った場合には、監督当局によって早期に経常の健全性回復のための措置が取られる。

【ソルベンシーマージン比率】

ソルベンシーマージン比率 (%)

$$= \frac{\text{ソルベンシーマージン総額 (1)}}{\text{リスクの合計額 (2)} \times 0.5} \times 100$$

1 ソルベンシーマージン総額 (以下の合計)

資本の部合計から利益処分額を控除した金額、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、上場株式含み益の一定割合、土地含み益の一定割引、その他これに準ずるもの

2 リスクの合計

保険リスク : 実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険

予定利率リスク : 責任準備金の産出の基礎となる予定利率を確保できなくなるリスク

資産運用リスク : 株価暴落、為替相場の激変等により資産価値が大に下落するリスク、及び貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク

6. 生命保険の活用方法

(1) 満期・事故を目的とした生命保険の活用

活用事例別保険種類

活用事例	保険種類
役員の死亡退職金・弔慰金の準備	定期保険
役員の退職慰労金準備	終身保険(*1)
職員の死亡退職・弔慰金準備	定期保険
職員の退職慰労金準備	養老保険、適格退職年金(*2)
相続・事業承継の準備	終身保険(*1)

(*1)従来は、終身保険が主流であったが、予定利率の低下、企業の経費節減等に鑑

み、解約返戻金がある定期保険での準備も活用されるようになってきた。

(*2)現在適格退職年金を利用して職員の退職慰労金支払に対応している医療法人は、10年後に規約型年金への以降が行われるため、リスク分散を考えた退職金支払のための準備をこれから10年の間に考えなければならない。

(2) 生命保険の解約返戻金の活用・研究

(研究1) 理事長への個人貸付の精算

特定医療法人、特別医療法人への移行時において、理事長への個人貸付を精算するための利用

(具体的手段)

理事長個人の保険積立金がある保険契約を法人契約に変更することにより、個人では認められない保険上の資産計上が法人では可能となるため、法人契約時に理事長個人の保険の責任準備金のうち資産計上分を理事長個人への貸付金と相殺することができる。

(契約者変更に適した保険種類)

- ・ 終身保険(終身型の変額保険を含む)
- ・ 養老保険

(研究2) 地域医療振興債の返済原資

地域医療振興債の中途償還、満期償還原資としての利用

(具体的手段)

契約者が医療法人で、被保険者が役員で解約返戻金の発生する保険に加入償還時期を解約返戻金の最高時に設定する。

(返済原資に適した保険種類)

- ・ 終身保険
- ・ 養老保険
- ・ 定期保険(税効果を視野に入れた場合)

上記3種類の組み合わせも可

(問題点)

返済原資を確保するためには、医療法人が中途、満期償還以前に任意に解約してしまわないよう防止策を講じる必要があるが、解約を防止することが生命保険会社によっては不可能な場合がある。

(研究3) 医薬分業で発生する資金手当

薬品卸への買掛金の支払利用

(具体的手段)

- ・ 医療法人が契約者で現在加入している責任準備金のある保険を解約する。
- ・ 生命保険の解約返戻金を活用

(研究4) 設備投資・システム投資等の医療法人への不足資金調達

院内電子化、病院改築等の資金不足補填利用

(具体的手段)

- ・ 生命保険会社からの融資
- ・ 生命保険の解約返戻金を活用

(問題点)

生命保険会社によっては、法人融資が不可能な会社がある。

(研究5) 保険積立金の流動化

保険積立金の契約者貸付および担保利用

(具体的手段)

- ・ 契約者貸付金を受ける(従来から可能)。
- ・ 現在の保険積立金がある保険契約に、担保設定をして銀行から融資を受ける。

(問題点)

銀行からの融資を受ける場合、生命保険契約に質権設定を認めている保険会社を選ぶ必要がある。

7. 生命保険会社各社の経営者保険商品に対する対応(平成15年7月1日現在)

生命保険会社の数が多いため、格付けダブルA以上の生命保険会社の経営者保険商品に対する対応とする。

プルデンシャル生命はコンサルティング販売であるため、またアメリカンファミリー生命は、個人を対象としているため除外した。

生命保険会社の経営者保険に対する対応は、それぞれ特色があるため、何を重要視するかにより、生命保険会社を選ぶべきである。

(注)以下のすべての表で、 はできる又は有を、 ×はできない又は無である。

(1) アリコ・ジャパン

	積立利率変動型終身保険	経営者定期保険
事業資金の確保		100 歳まで
死亡退職金・弔慰金の財源		100 歳まで
緊急資金の調達	保険積立金の範囲で契約者貸し付け可能	保険積立金の範囲で契約者貸し付け可能
生存退職金の財源		
事業承継・相続対策		100 歳まで
保険料の損金算入	×	保険期間の当初は保険料の1/2 が資産計上となるが最終的には全額損金算入
保険料の短期払		×
運用益の還元		×
質権設定		
非喫煙による保険料割引制度	×	
企業貸付制度		×

(2) G E エジソン生命

	新逋増定期特約付終身保険	経営者定期保険
事業資金の確保		95 歳まで
死亡退職金・弔慰金の財源		95 歳まで
緊急資金の調達	解約返戻金の範囲で契約者貸し付け可能	解約返戻金の範囲で契約者貸し付け可能
生存退職金の財源		
事業承継・相続対策		95 歳まで
保険料の損金算入	×	保険期間の当初は保険料の1/2 が資産計上となるが最終的には全額損金算入
保険料の短期払	×	×
運用益の還元		×
質権設定	×	×
非喫煙による保険料割引制度		
企業貸付制度		×

(3) ソニー生命

	積立利率変動型終身保険	経営者定期保険
事業資金の確保		100 歳まで
死亡退職金・弔慰金の財源		100 歳まで
緊急資金の調達	解約返戻金の範囲で契約者貸し付け可能	解約返戻金の範囲で契約者貸し付け可能
生存退職金の財源		
事業承継・相続対策		100 歳まで
保険料の損金算入	×	保険期間の当初は保険料の1/2 が資産計上となるが最終的には全額損金算入
保険料の短期払		
運用益の還元		×
質権設定		
非喫煙による保険料割引制度		
企業貸付制度		×

(4) A I G スター生命

	終身保険(無配当)	経営者定期保険
事業資金の確保		95 歳まで
死亡退職金・弔慰金の財源		95 歳まで
緊急資金の調達	解約返戻金の範囲で契約者貸し付け可能	解約返戻金の範囲で契約者貸し付け可能
生存退職金の財源		
事業承継・相続対策		9 5 歳まで
保険料の損金算入	×	保険期間の当初は保険料の1/2 が資産計上となるが最終的には全額損金算入
保険料の短期払	×	×
運用益の還元	×	×
質権設定	×	×
非喫煙による保険料割引制度	×	×
企業貸付制度		×

(5) 東京海上あんしん生命

	5年毎利差配当付終身保険	経営者定期保険
事業資金の確保		99歳まで
死亡退職金・弔慰金の財源		99歳まで
緊急資金の調達	解約返戻金の範囲で契約者貸し付け可能	解約返戻金の範囲で契約者貸し付け可能
生存退職金の財源		
事業承継・相続対策		99歳まで
保険料の損金算入	×	保険期間の当初は保険料の1/2が資産計上となるが、最終的には全額損金算入
保険料の短期払	×	
運用益の還元		×
質権設定	(条件付)	(条件付)
非喫煙による保険料割引制度	×	×
企業貸付制度		×

(6) 日動生命

	終身保険(無配当)	経営者定期保険
事業資金の確保		100歳まで
死亡退職金・弔慰金の財源		100歳まで
緊急資金の調達	保険積立金の範囲で契約者貸し付け可能	保険積立金の範囲で契約者貸し付け可能
生存退職金の財源		
事業承継・相続対策		100歳まで
保険料の損金算入	×	保険期間の当初は保険料の1/2が資産計上となるが最終的には全額損金算入
保険料の短期払		
運用益の還元	×	×
質権設定	×	×
非喫煙による保険料割引制度	×	×
企業貸付制度		×

(7) 日本生命

	終身保険	経営者定期保険
事業資金の確保		95 歳まで
死亡退職金・弔慰金の財源		95 歳まで
緊急資金の調達	解約返戻金の範囲で契約者貸し付け可能	解約返戻金の範囲で契約者貸し付け可能
生存退職金の財源		
事業承継・相続対策		95 歳まで
保険料の損金算入	×	保険期間の当初は保険料の1/2 が資産計上となるが、最終的には全額損金算入
保険料の短期払		
運用益の還元		×
質権設定		
非喫煙による保険料割引制度	×	×
企業貸付制度		

(8) マニユライフ生命

	終身保険	経営者定期保険
事業資金の確保		100 歳まで
死亡退職金・弔慰金の財源		100 歳まで
緊急資金の調達	解約返戻金の範囲で契約者貸し付け可能	解約返戻金の範囲で契約者貸し付け可能
生存退職金の財源		
事業承継・相続対策		100 歳まで
保険料の損金算入	×	保険期間の当初は保険料の1/2 が資産計上となるが、最終的には全額損金算入
保険料の短期払	×	×
運用益の還元		×
質権設定		
非喫煙による保険料割引制度	×	
企業貸付制度		×

(9) 三井住友海上きらめき生命

	積立利率変動型終身保険	経営者定期保険
事業資金の確保		100 歳まで
死亡退職金・弔慰金の財源		100 歳まで
緊急資金の調達	保険積立金の範囲で契約者貸し付け可能	保険積立金の範囲で契約者貸し付け可能
生存退職金の財源		
事業承継・相続対策		100 歳まで
保険料の損金算入	×	保険期間の当初は保険料の 1/2 が資産計上となるが、最終的には全額損金算入
保険料の短期払		
運用益の還元		×
質権設定	×	×
非喫煙による保険料割引制度		
企業貸付制度		

8 . 生命保険 3 社の保険比較(平成 15 年 7 月 1 日現在)

解約返戻金を資金として利用できる保険として、終身保険、定期保険に限定し、日本生命、三井住友きらめき生命、ソニー生命 3 社の 55 歳男性の解約返戻表は以下に掲げるとおりである。

(1) 終身保険

保険料は、全額資産計上となるため税効果は期待できない。

払込満了期間がそれぞれ違うため、3 社の比較はできないが、日本生命については、補償積立利率の設定がなく、他の 2 社は会社の資産運用内容に応じた最低保証積立利率を定めている。

積立利率が将来上昇した場合には、解約返戻金はこの表より多くなる。

積立利率が下がったとしても三井住友きらめき生命とソニー生命の 2 社は、最低保証積立利率を割ることはないため、下記の表の解約返戻金を下回ることはない。

3 社共に言えることは、保険料の支払いの期間を短くすればするほど 1 回の保険料は多くなるが、払込保険料総額は少なくなり、解約返戻金が払込保険料総額を上回る期間が長くなる。

日本生命 終身保険(キーマン)

	65歳払込満了			95歳払込満了		
年払保険料	8,520,500			3,794,900		
経過年数	払込保険料 累計額(円)	解約返戻金 (円)	返戻率 (%)	払込保険料 累計額(円)	解約返戻金 (円)	返戻率 (%)
1年後	8,520,500	5,950,000	69.83	3,794,900	1,390,000	36.63
2年後	17,041,000	13,510,000	79.28	7,589,800	4,280,000	56.39
3年後	25,561,500	21,180,000	82.86	11,384,700	7,170,000	62.98
4年後	34,082,000	28,970,000	85.00	15,179,600	10,040,000	66.14
5年後	42,602,500	36,900,000	86.61	18,974,500	12,910,000	68.04
6年後	51,123,000	45,000,000	88.02	22,769,400	15,790,000	69.35
7年後	59,643,500	53,280,000	89.33	26,564,300	18,680,000	70.32
8年後	68,164,000	61,740,000	90.58	30,359,200	21,570,000	71.05
9年後	76,684,500	70,410,000	91.82	34,154,100	24,450,000	71.59
10年後	85,205,000	79,300,000	93.07	37,949,000	27,330,000	72.02
15年後	85,205,000	83,250,000	97.71	56,923,500	40,820,000	71.71
20年後	85,205,000	86,970,000	102.07	75,898,000	53,520,000	70.52
25年後	85,205,000	90,310,000	105.99	94,872,500	64,910,000	68.42
30年後	85,205,000	93,130,000	109.30	113,847,000	74,540,000	65.47
35年後	85,205,000	95,360,000	111.92	132,821,500	82,160,000	61.86
40年後	85,205,000	97,000,000	113.84	151,796,000	87,780,000	57.83

(イ)短期払込(65歳払込満了)の場合

(メリット) 払込保険料の総額は、満期保険料払込総額の約6割で1億円の終身保証が可能。

18年後(73歳時)には解約返戻金が支払保険料総額を超える。

(デメリット) 1回の保険料は、満期払込保険料の約2.2倍となる。

(解約返戻金が最大となる年) 40年後(95歳時)

(解約返戻金が支払保険料を超える年) 18年後(73歳時)

(ロ)満期払込(95歳払込満了)の場合

(メリット) 1回の保険料は、短期払込の約45%である。

(デメリット) 払込保険料総額は、短期払込保険料総額の約1.8倍である。

払込保険料総額が、解約返戻金を超えることはない。

(解約返戻金が最大となる年) 10年後(65歳時)

三井きらめき生命 利率変動終身保険(最低保証積立利率年 1.65%)

	65歳払込満了			90歳払込満了		
年払保険料	8,571,800			3,931,500		
経過年数	払込保険料 累計額(円)	解約返戻金 (円)	返戻率 (%)	払込保険料累 計額(円)	解約返戻金 (円)	返戻率(%)
1年後	8,571,800	5,720,000	66.73	3,931,500	1,220,000	31.03
2年後	17,143,600	13,540,000	78.98	7,863,000	4,440,000	56.47
3年後	25,715,400	21,270,000	82.71	11,794,500	7,430,000	63.00
4年後	34,287,200	29,110,000	84.90	15,726,000	10,400,000	66.13
5年後	42,859,000	37,080,000	86.52	19,657,500	13,370,000	68.01
6年後	51,430,800	45,230,000	87.94	23,589,000	16,360,000	69.35
7年後	60,002,600	53,550,000	89.25	27,520,500	19,350,000	70.31
8年後	68,574,400	62,060,000	90.50	31,452,000	22,330,000	71.00
9年後	77,146,200	70,780,000	91.75	35,383,500	25,320,000	71.56
10年後	85,718,000	79,740,000	93.03	39,315,000	28,300,000	71.98
15年後	85,718,000	83,650,000	97.59	58,972,500	42,320,000	71.76
20年後	85,718,000	87,310,000	101.86	78,630,000	55,600,000	70.71
25年後	85,718,000	90,580,000	105.67	98,287,500	68,040,000	69.23
30年後	85,718,000	93,320,000	108.87	117,945,000	79,940,000	67.78
35年後	85,718,000	95,470,000	111.38	137,602,500	95,470,000	69.38
40年後	85,718,000	97,040,000	113.21	137,602,500	97,040,000	70.52
44年後	85,718,000	97,930,000	114.25	137,602,500	97,930,000	71.17

(イ)短期払込(65歳払込満了)の場合

(メリット) 払込保険料の総額は、満期保険料払込総額の約6割で1億円の終身保証が可能。

20年後(75歳時)には解約返戻金が支払保険料総額を超える。

(デメリット) 1回の保険料は、満期払込保険料の約2.2倍となる。

(解約返戻金が最大となる年) 44年後(99歳時)

(解約返戻金が支払保険料を超える年) 20年後(75歳時)

(ロ)満期払込(90歳払込満了)の場合

(メリット) 1回の保険料は、短期払込保険料の約46%である。

(デメリット) 払込保険料総額は、短期払込保険料総額の約1.6倍である。

払込保険料総額が、解約返戻金を超えることはない。

(解約返戻金が最大となる年数) 10年後(65歳時)

ソニー生命 利率変動終身保険(最低保証積立利率年2%)

	65歳払込満了			99歳払込満了		
年払保険料	7,773,100			3,538,200		
経過年数	払込保険料 累計額(円)	解約返戻金 (円)	返戻率 (%)	払込保険料累 計額(円)	解約返戻金 (円)	返戻率 (%)
1年後	7,773,100	4,034,297	51.90	3,538,200	497,533	14.06
2年後	15,546,200	11,270,375	72.50	7,076,400	3,410,157	48.19
3年後	23,319,300	18,631,017	79.90	10,614,600	6,322,240	59.56
4年後	31,092,400	26,131,054	84.04	14,152,800	9,233,312	65.24
5年後	38,865,500	33,788,663	86.94	17,691,000	12,155,162	68.71
6年後	46,638,600	41,624,099	89.25	21,229,200	15,095,546	71.11
7年後	54,411,700	49,646,252	91.24	24,767,400	18,043,849	72.85
8年後	62,184,800	57,865,330	93.05	28,305,600	20,992,764	74.16
9年後	69,957,900	66,305,806	94.78	31,843,800	23,943,034	75.19
10年後	77,731,000	74,991,975	96.48	35,382,000	26,903,606	76.04
15年後	77,731,000	79,705,069	102.54	53,073,000	40,362,559	76.05
20年後	77,731,000	84,169,608	108.28	70,764,000	53,114,661	75.06
25年後	77,731,000	88,185,658	113.45	88,455,000	64,593,150	73.02
30年後	77,731,000	91,585,913	117.82	106,146,000	74,337,784	70.03
35年後	77,731,000	94,725,578	121.86	123,837,000	82,129,177	66.32
40年後	77,731,000	96,566,222	124.23	141,528,000	88,510,962	62.54
44年後	77,731,000	97,595,143	125.55	155,680,800	97,637,925	62.72

(イ)短期払込(65歳払込満了)の場合

(メリット) 払込保険料の総額は、満期保険料払込総額の約5割で1億円の終身保証が可能。

18年後(73歳時)には解約返戻金が支払保険料総額を超える。

(デメリット) 1回の保険料は、満期払込保険料の約2.2倍となる。

(解約返戻金が最大となる年) 44年後(99歳時)

(解約約返戻金が支払保険料を超える年) 18年後(73歳時)

(ロ)満期払込(99歳払込満了)の場合

(メリット) 1回の保険料は、短期払込保険料の約46%である。

(デメリット) 払込保険料総額は、短期払込保険料総額の約2倍である。

払込保険料総額が、解約返戻金を超えることはない。

(解約返戻金が最大となる年) 12年後(67歳時)

(2) 定期保険

保険料は、損金算入部分と資産計上部分に分かれるため税効果が期待できる。

保険料の損金算入額は、保険期間により一定ではないため、10.の(4)の経理処理を参考とされたい。

終身保険と同様に、保険料の支払いの期間を短くすればするほど1回の保険料は多くなるが、払込保険料総額は少なくなり、解約返戻金が払込保険料総額を上回る期間が長くなる。

終身保険に比べ、税効果を勘案すると解約返戻金が最大となる年が早くなる。

(注1) 実効税率は、40.87%とした

(注2) 解約返戻率、実質解約返戻率等の計算方法

解約返戻率	解約返戻金 ÷ 払込保険料累計額
損金算入額累計	10.の(4)により計算した額
資産計上額累計	払込保険料累計額 - 損金算入額累計
実質保険料累計	払込保険料累計額 - (損金算入額累計 × 税率)
実質解約返戻率	解約返戻金 ÷ 実質保険料累計

(イ)日本生命

(65歳払込満了)

年払保険料	8,207,400							
	法人税勘案無			法人税勘案有 実効税率：40.87%				
経過年数	払込保険料 累計額(円)	解約返戻金 (円)	返戻率 (%)	損金算入額 累計(円)	資産計上額 累計(円)	損金算入額 ×税率(円)	実質保険料 累計(円)	実質返 戻率 (%)
1年後	8,207,400	6,410,000	78.10	1,020,000	7,187,400	416,874	7,790,526	82.28
2年後	16,414,800	13,520,000	82.36	2,040,000	14,374,800	833,748	15,581,052	86.77
3年後	24,622,200	20,730,000	84.19	3,060,000	21,562,200	1,250,622	23,371,578	88.70
4年後	32,829,600	28,050,000	85.44	4,080,000	28,749,600	1,667,496	31,162,104	90.01
5年後	41,037,000	35,510,000	86.53	5,100,000	35,937,000	2,084,370	38,952,630	91.16
6年後	49,244,400	43,120,000	87.56	6,120,000	43,124,400	2,501,244	46,743,156	92.25
7年後	57,451,800	50,890,000	88.58	7,140,000	50,311,800	2,918,118	54,533,682	93.32
8年後	65,659,200	58,830,000	89.60	8,160,000	57,499,200	3,334,992	62,324,208	94.39
9年後	73,866,600	66,960,000	90.65	9,180,000	64,686,600	3,751,866	70,114,734	95.50
10年後	82,074,000	75,310,000	91.76	10,200,000	71,874,000	4,168,740	77,905,260	96.67
15年後	82,074,000	79,050,000	96.32	15,300,000	66,774,000	6,253,110	75,820,890	104.26
20年後	82,074,000	82,230,000	100.19	20,400,000	61,674,000	8,337,480	73,736,520	111.52
25年後	82,074,000	84,230,000	102.63	28,070,000	54,004,000	11,472,209	70,601,791	119.30
30年後	82,074,000	83,440,000	101.66	46,020,000	36,054,000	18,808,374	63,265,626	131.89
35年後	82,074,000	72,980,000	88.92	63,970,000	18,104,000	26,144,539	55,929,461	130.49
40年後	82,074,000	0	0.00	81,920,000	154,000	33,480,704	48,593,296	0.00

(メリット) 払込保険料の総額は、満期保険料払込総額の約6割で1億円の保証が95歳まで可能。

(デメリット) 1回の保険料は、満期払込保険料の約2.4倍である。

(解約返戻金が最大となる年)

税効果勘案無 25年後(80歳時) 税効果勘案有 30年後(85歳時)

(解約約返戻金が支払保険料を超える年)

税効果勘案無 20年後(75歳時)から30年後(85歳時)まで

税効果勘案有 15年後(70歳時)から35年後(90歳時)まで

(95歳払込満了)

年払保険料	3,440,800							
	法人税勘案無			法人税勘案有 実効税率：40.87%				
経過年数	払込保険料 累計額(円)	解約返戻金 (円)	返戻率 (%)	損金算入額 累計(円)	資産計上額 累計(円)	損金算入額 ×税率(円)	実質保険料 累計(円)	実質 返戻率 (%)
1年後	3,440,800	2,120,000	61.61	1,720,400	1,720,400	703,127	2,737,673	77.44
2年後	6,881,600	4,830,000	70.19	3,440,800	3,440,800	1,406,255	5,475,345	88.21
3年後	10,322,400	7,530,000	72.95	5,161,200	5,161,200	2,109,382	8,213,018	91.68
4年後	13,763,200	10,220,000	74.26	6,881,600	6,881,600	2,812,510	10,950,690	93.33
5年後	17,204,000	12,900,000	74.98	8,602,000	8,602,000	3,515,637	13,688,363	94.24
6年後	20,644,800	15,590,000	75.52	10,322,400	10,322,400	4,218,765	16,426,035	94.91
7年後	24,085,600	18,290,000	75.94	12,042,800	12,042,800	4,921,892	19,163,708	95.44
8年後	27,526,400	20,970,000	76.18	13,763,200	13,763,200	5,625,020	21,901,380	95.75
9年後	30,967,200	23,650,000	76.37	15,483,600	15,483,600	6,328,147	24,639,053	95.99
10年後	34,408,000	26,320,000	76.49	17,204,000	17,204,000	7,031,275	27,376,725	96.14
15年後	51,612,000	39,140,000	75.84	25,806,000	25,806,000	10,546,912	41,065,088	95.31
20年後	68,816,000	50,900,000	73.97	34,408,000	34,408,000	14,062,550	54,753,450	92.96
25年後	86,020,000	60,670,000	70.53	47,311,000	38,709,000	19,336,006	66,683,994	90.98
30年後	103,224,000	66,680,000	64.60	77,418,000	25,806,000	31,640,737	71,583,263	93.15
35年後	120,428,000	62,480,000	51.88	107,525,000	12,903,000	43,945,468	76,482,533	81.69
40年後	137,632,000	0	0	137,632,000	0	56,250,198	81,381,802	0

(メリット) 1回の保険料は、満期払込保険料の約4割である。

(デメリット) 払込保険料の総額は、短期保険料払込総額の約1.7倍である。

税効果を勘案しても払込保険料の総額が解約返戻金を越えることはない。

(解約返戻金が最大となる年)

税効果勘案無

10年後(65歳時)

税効果勘案有

10年後(65歳時)

(口)三井住友きらめき生命

(65歳払込)

年払保険料	7,934,200							
	法人税勘案無			法人税勘案有 実効税率：40.87%				
経過年数	払込保険料 累計額(円)	解約返戻金 (円)	返戻率 (%)	損金算入額 累計(円)	資産計上額 累計(円)	損金算入額 ×税率(円)	実質保険料 累計(円)	実質返 戻率 (%)
1年後	7,934,200	6,420,000	80.92	881,577	7,052,623	360,301	7,573,899	84.76
2年後	15,868,400	13,750,000	86.65	1,763,154	14,105,246	720,601	15,147,799	90.77
3年後	23,802,600	21,110,000	88.69	2,644,731	21,157,869	1,080,902	22,721,698	92.91
4年後	31,736,800	28,580,000	90.05	3,526,308	28,210,492	1,441,202	30,295,598	94.34
5年後	39,671,000	36,200,000	91.25	4,407,885	35,263,115	1,801,503	37,869,497	95.59
6年後	47,605,200	43,990,000	92.41	5,289,462	42,315,738	2,161,803	45,443,397	96.80
7年後	55,539,400	51,950,000	93.54	6,171,039	49,368,361	2,522,104	53,017,296	97.99
8年後	63,473,600	60,100,000	94.69	7,052,616	56,420,984	2,882,404	60,591,196	99.19
9年後	71,407,800	68,450,000	95.86	7,934,193	63,473,607	3,242,705	68,165,095	100.42
10年後	79,342,000	77,040,000	97.10	8,815,770	70,526,230	3,603,005	75,738,995	101.72
15年後	79,342,000	81,390,000	102.58	13,223,655	66,118,345	5,404,508	73,937,492	110.08
20年後	79,342,000	85,460,000	107.71	17,632,540	61,710,460	7,206,419	72,135,581	118.47
25年後	79,342,000	89,040,000	112.22	22,039,425	57,307,575	9,007,513	70,334,487	126.60
30年後	79,342,000	91,890,000	115.82	33,059,145	46,282,855	13,511,273	65,830,727	139.59
35年後	79,342,000	93,460,000	117.79	48,486,755	30,855,245	19,816,537	59,525,463	157.01
40年後	79,342,000	89,870,000	113.27	63,914,365	26,121,776	26,121,801	53,220,199	168.86
45年後	79,342,000	0	0.00	79,342,000	32,427,047	32,427,075	46,914,925	0.00

(メリット) 払込保険料総額は、満期保険料払込総額の約5割で1億円の保証が100歳まで可能。

(デメリット) 1回の保険料は、満期払込保険料の約2.2倍である。

(解約返戻金が最大となる年)

税効果勘案無 35年後(90歳時) 税効果勘案有 40年後(95歳時)

(解約約返戻金が支払保険料を超える年)

税効果勘案無 15年後(70歳時)から40年後(95歳時)まで

税効果勘案有 9年後(64歳時)から40年後(95歳時)まで

(100歳払込満了)

年払 保険料	3,573,400							
	法人税勘案無			法人税勘案有 実効税率：40.87%				
経過 年数	払込保険料 累計額(円)	解約返戻金 (円)	返戻率 (%)	損金算入額 累計(円)	資産計上額 累計(円)	損金算入額 × 税率(円)	実質保険料 累計(円)	実質返 戻率 (%)
1年後	3,573,400	2,100,000	58.77	1,786,700	1,786,700	730,224	2,843,176	73.86
2年後	7,146,800	5,000,000	69.96	3,573,400	3,573,400	1,460,449	5,686,351	87.93
3年後	10,720,200	7,800,000	72.76	5,360,100	5,360,100	2,190,673	8,529,527	91.45
4年後	14,293,600	10,590,000	74.09	7,146,800	7,146,800	2,920,897	11,372,703	93.12
5年後	17,867,000	13,390,000	74.94	8,933,500	8,933,500	3,651,121	14,215,879	94.19
6年後	21,440,400	16,190,000	75.51	10,720,200	10,720,200	4,381,346	17,059,054	94.91
7年後	25,013,800	19,010,000	75.99	12,506,900	12,506,900	5,111,570	19,902,230	95.52
8年後	28,587,200	21,810,000	76.29	14,293,600	14,293,600	5,841,794	22,745,406	95.89
9年後	32,160,600	24,620,000	76.55	16,080,300	16,080,300	6,572,019	25,588,581	96.21
10年後	35,734,000	27,420,000	76.73	17,867,000	17,867,000	7,302,243	28,431,757	96.44
15年後	53,601,000	40,960,000	76.42	26,800,500	26,800,500	10,953,364	42,647,636	96.04
20年後	71,468,000	53,650,000	75.07	35,734,000	35,734,000	14,604,486	56,863,514	94.35
25年後	89,335,000	64,950,000	72.70	44,667,500	44,667,500	18,255,607	71,079,393	91.38
30年後	107,202,000	74,300,000	69.31	67,001,250	40,200,750	27,383,411	79,818,589	93.09
35年後	125,069,000	81,030,000	64.79	98,268,500	26,800,500	40,162,336	84,906,664	95.43
40年後	142,936,000	81,520,000	57.03	129,535,750	13,400,250	52,941,261	89,994,739	90.58
45年後	160,803,000	0	0	160,803,000	0	65,720,186	95,082,814	0

(メリット) 1回の保険料は、満期払込保険料の約4.5割である。

(デメリット) 払込保険料の総額は、短期保険料払込総額の約2倍である。

税効果を勘案しても払込保険料の総額が解約返戻金を越えることはない。

(解約返戻金が最大となる年)

税効果勘案無 10年後(65歳時) 税効果勘案有 10年後(65歳時)

(八)ソニー生命

(65歳払込)

年払保険料	7,702,400							
	法人税勘案無			法人税勘案有 実効税率：40.87%				
経過年数	払込保険料 累計額(円)	解約返戻金 (円)	返戻率 (%)	損金算入額 累計(円)	資産計上額 累計(円)	損金算入額 ×税率(円)	実質保険料 累計(円)	実質返戻 率(%)
1年後	7,702,400	4,320,000	56.09	875,272	6,827,128	357,724	7,344,676	58.82
2年後	15,404,800	11,400,000	74.00	1,750,544	13,654,256	715,447	14,689,353	77.61
3年後	23,107,200	18,610,000	80.54	2,625,816	20,481,384	1,073,171	22,034,029	84.46
4年後	30,809,600	25,940,000	84.19	3,501,088	27,308,512	1,430,895	29,378,705	88.30
5年後	38,512,000	33,440,000	86.83	4,376,360	34,135,640	1,788,618	36,723,382	91.06
6年後	46,214,400	41,100,000	88.93	5,251,632	40,962,768	2,146,342	44,068,058	93.26
7年後	53,916,800	48,950,000	90.79	6,126,904	47,789,896	2,504,066	51,412,734	95.21
8年後	61,619,200	56,990,000	92.49	7,002,176	54,617,024	2,861,789	58,757,411	96.99
9年後	69,321,600	65,250,000	94.13	7,877,448	61,444,152	3,219,513	66,102,087	98.71
10年後	77,024,000	73,740,000	95.74	8,752,720	68,271,280	3,577,237	73,446,763	100.40
15年後	77,024,000	78,590,000	102.03	13,129,080	63,894,920	5,365,855	71,658,145	109.67
20年後	77,024,000	83,140,000	107.94	17,505,440	59,518,560	7,154,473	69,869,527	118.99
25年後	77,024,000	87,140,000	113.13	21,881,800	55,142,200	8,943,092	68,080,908	127.99
30年後	77,024,000	90,220,000	117.13	26,258,160	50,764,040	10,731,713	66,292,327	136.99
35年後	77,024,000	91,380,000	118.64	29,104,520	47,639,480	11,561,040	64,580,440	143.67
40年後	77,024,000	83,230,000	108.06	31,950,880	45,788,600	12,394,360	62,394,240	151.35
44年後	77,024,000	0	0.00	77,024,000	0	31,479,709	45,544,291	0.00

(メリット) 払込保険料総額は、満期保険料払込総額の約5割で1億円の保証が99歳まで可能。

(デメリット) 1回の保険料は、満期払込保険料の約2.2倍である。

(解約返戻金が最大となる年)

税効果勘案無 35年後(90歳時) 税効果勘案有 40年後(95歳時)

(解約約返戻金が支払保険料を超える年)

税効果勘案無 15年後(70歳時)から40年後(95歳時)まで

税効果勘案有 10年後(65歳時)から40年後(95歳時)まで

(99歳払込満了)

年払保険料	3,553,500							
	法人税勘案無			法人税勘案有 実効税率：40.87%				
経過年数	払込保険料 累計額(円)	解約返戻金 (円)	返戻率 (%)	損金算入額 累計(円)	資産計上額 累計(円)	損金算入額 ×税率(円)	実質保険料 累計(円)	実質返 戻率 (%)
1年後	3,553,500	250,000	7.04	1,776,750	1,776,750	726,158	2,827,342	8.84
2年後	7,107,000	3,190,000	44.89	3,553,500	3,553,500	1,452,315	5,654,685	56.41
3年後	10,660,500	6,120,000	57.41	5,330,250	5,330,250	2,178,473	8,482,027	72.15
4年後	14,214,000	9,040,000	63.6	7,107,000	7,107,000	2,904,631	11,309,369	79.93
5年後	17,767,500	11,980,000	67.43	8,883,750	8,883,750	3,630,789	14,136,711	84.74
6年後	21,321,000	14,940,000	70.07	10,660,500	10,660,500	4,356,946	16,964,054	88.07
7年後	24,874,500	17,900,000	71.96	12,437,250	12,437,250	5,083,104	19,791,396	90.44
8年後	28,428,000	20,860,000	73.38	14,214,000	14,214,000	5,809,262	22,618,738	92.22
9年後	31,981,500	23,830,000	74.51	15,990,750	15,990,750	6,535,420	25,446,080	93.65
10年後	35,535,000	26,800,000	75.42	17,767,500	17,767,500	7,261,577	28,273,423	94.79
15年後	53,302,500	40,190,000	75.4	26,651,250	26,651,250	10,892,366	42,410,134	94.77
20年後	71,070,000	52,830,000	74.34	35,535,000	35,535,000	14,523,155	56,546,846	93.43
25年後	88,837,500	64,110,000	72.17	44,418,750	44,418,750	18,153,943	70,683,557	90.7
30年後	106,605,000	73,370,000	68.82	70,675,164	35,929,836	28,884,940	77,720,060	94.4
35年後	124,372,500	79,520,000	63.94	101,274,744	23,097,756	41,390,988	82,981,512	95.83
40年後	142,140,000	75,610,000	53.19	131,874,324	10,265,676	53,897,036	88,242,964	85.68
44年後	156,354,000	0	0	156,354,000	0	63,901,880	92,452,120	0

(メリット) 1回の保険料は、満期払込保険料の約4.6割である。

(デメリット) 払込保険料の総額は、短期保険料払込総額の約2倍である。

税効果を勘案しても払込保険料の総額が解約返戻金を越えることはない。

(解約返戻金が最大となる年)

税効果勘案無

10年後(65歳時)

税効果勘案有

10年後(65歳時)

9. 生命保険に関する諸問題

(1) 相互会社から株式会社への組織変更に伴う株の取得

生命保険会社が従来相互会社から株式会社に組織変更した場合、医療法人は好むと好まざるとにかかわらず株を取得することとなる。

医療法人は、「国債もしくは確実な有価証券」の取得以外認められていないため、株の取得は認められていない。

そのため、組織変更による株の取得は医療法人自らが選択したものではないが、その取得について監督官庁からは是正指導が行われる可能性がある。近い将来、相互会社の株式会社化は急速に進むであろうことを考えられる。現段階では、早急に売却をすることがその対処方法であると考えられるが、売却をした場合昨今の経済状況のもと、株価の混乱を招く可能性もあるため、生命保険会社の組織変更による医療法人の株の取得に対しての早急な対応を厚生労働省に要望するものである。

大同生命の組織変更に伴う株の取得(詳細については大同生命ホームページを参照)

平成14年4月1日に組織変更を行い、1株5万円の額面金額で1,500,000株発行。割当価格は1株261,387円であった。保険契約者には無償で割り当てられた。

株を割り当てられた場合の経理処理

株の割り当てには、無償の場合と保険積立金に応じた場合があると考えられる。

無償取得の場合には、雑益として課税対象となるが、保険積立金に応じた取得の場合には、保険積立金の取り崩しを行い、保険積立金額より多い金額で株の割り当てがあった場合には、その差額は雑益として課税対象となり、保険積立金を下回った株の割り当ての場合には、その差額は損金経理される。

(2) 会社の破綻時の処理

保険業法による破綻処理

金融庁がソルベンシーマージンを基準に業務停止命令を下すことにより破綻処理が行われる。

(ア) 保証額

契約者には支払準備金の9割が保証され、差額が生じる場合、生命保険契約者保護機構がその9割を補償する。また、保険契約が救済保険会社等に移転される場合は予定利率等が引き下げられるため、保険金額や年金額が減額される場合もある。

(イ) 解約

破綻処理期間中は解約はできない。破綻処理決定後、一定期間は保険契約の継続のため、解約者はペナルティとして解約返戻金が減額さる(早期解約控除制度)

更正特例法による破綻処理

更正特例法には「保険契約者の先取特権」が認められており、保険契約者の積立金額や保険金請求権のある人の権利金額は最優先に保護される。債務超過状態にある保険会社などは の業務停止命令を待たずに破綻処理ができるため、一般にはこの方法の方が契約者の権利が保護される場合が多いといえる。

10. 生命保険の経理処理

(1) 養老保険の経理処理

契約形態の死亡保険金と満期保険金の保険金受取人の違いにより法人の経理処理が異なる。

		契約形態	契約形態	契約形態
保険料	養老保険料	資産計上	給料・報酬として 損金算入	1/2 資産計上 1/2 損金算入
支払時	災害・疾病関係特約保険料	損金算入	損金算入(*1)	損金算入(*1)
配当金	配当を積立しておく場合	益金算入(*2)	同左	同左
	積立てた配当金を受け取った場合	配当金積立金取崩	同左	同左
満期保険金受取時		保険料積立金、配当積立金取崩(*3)	法人の経理処理 必要なし(*4)	保険料積立金、配当積立金取崩(*3)
保険金受取時		保険料積立金、配当積立金取崩(*3)(*5)	同上	法人の経理処理 必要なし(*4)
給付金受取時		益金算入(*6)	法人の経理処理 必要なし	同左
解約返戻金受取時		保険料積立金、配当積立金取崩(*3)(*5)	同左	同左

契約形態

契約者：法人

被保険者：役員・従業員

保険金受取人：死亡保険金・・・法人

満期保険金・・・法人

契約形態

契約者：法人

被保険者：役員・従業員

保険金受取人：死亡保険金・・・役員・従業員の遺族
満期保険金・・・役員・従業員

契約形態

契約者：法人

被保険者：役員・従業員

保険金受取人：死亡保険金・・・役員・従業員の遺族
満期保険金・・・法人

(*1) 役員その他特定の職員のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員・職員の給与となる。

(*2) 益金に算入せず保険積立金を取崩す方法も認められている。この場合においてもすでに積立てられた配当金に対する利息は雑収入として益金算入しなければならない。

(*3) 受取った保険金額 > 積立保険料 + 配当積立金の場合の差額は益金算入
受取った保険金額 < 積立保険料 + 配当積立金の場合の差額は損金算入

(*4) 配当金を配当積立金として資産計上している場合には、配当積立金を取り崩し雑損失として損金算入。

(*5) 法人の退職給与規定等により、死亡保険金・高度障害保険金または解約返戻金を財源の一部として退職金・弔慰金(見舞金)を支払った場合、原則としてその金額は損金算入ができる。ただし、役員の場合には損金算入額に限度(法人税法第36条)があるため全額損金算入とはならない場合がある

(*6) 法人の慶弔見舞金規定等により見舞金を支払った場合には、原則として損金算入が可能。

法人に慶弔見舞金規定等がない場合でも、社会通念上妥当と認められる額は損金算入可能。

社会通念上妥当な範囲を超える部分は、賞与認定。

(2) 終身保険(無配当)の経理処理

契約形態の死亡保険金受取人の違いにより法人の経理処理が異なる。

		契約形態	契約形態
保険料 支払時	終身保険料	資産計上	給料・報酬として損金算入
	災害・疾病関係特約保険料	損金算入	損金算入(*1)
保険金受取時		保険料積立金、配当積立金取崩(*3)(*5)	法人の経理処理必要なし
給付金受取時		益金算入(*6)	同上
解約返戻金受取時		保険料積立金、配当積立金取崩(*3)(*5)	同左

契約形態

契約者：法人

被保険者：役員・従業員

保険金受取人：死亡保険金・・・法人

契約形態

契約者：法人

被保険者：役員・従業員

保険金受取人：死亡保険金・・・役員・従業員の遺族

上記表の(*1)(*3)(*5)(*6)は28ページを参照

(3) 定期保険(無配当)の経理処理

契約形態の死亡保険金受取人の違いにより法人の経理処理が異なる。

		契約形態	契約形態
保険料 支払時	定期保険料	損金算入	損金算入(*1)
	災害・疾病関係特約保険料	同上	損金算入(*1)
保険金受取時		益金算入(*6)	法人の経理処理必要なし
給付金受取時		益金算入(*6)	同上

契約形態 は、終身保険の契約形態と同じ

上記表の(*1)(*6)は28ページを参照

(4) 長期定期保険(無配当)の経理処理

契約形態の死亡保険金受取人の違いにより法人の経理処理が異なる。

			契約形態	契約形態
保険料 支払時	定期	保険期間の最初の6/10の期間	保険料の1/2を損金算入 保険料の1/2を前払保険料として資産計上	同左(*1)
		保険期間の残りの4/10の期間	保険料の全額損金算入 さらにそれまでの前払保険料を残りの期間の経過に応じ均等に取崩、損金算入	同左
	災害・疾病関係特約保険料(全期間)		同上	同左
保険金受取時			前払保険料を取崩(*2)(*3)	前払保険料を取崩し、損金算入
給付金受取時			益金算入(*4)	法人の経理処理なし
解約返戻金受取時			前払保険料を取崩(*2)(*3)	同左

契約形態 は、終身保険の契約形態と同じ

(*1) 役員その他特定の職員のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員・職員の給与となる。

(*2) 受取った保険金額 > 前払保険料の場合の差額は益金算入
受取った保険金額 < 前払保険料の場合の差額は損金算入

(*3) 法人の退職給与規定等により、死亡保険金・高度障害保険金または解約返戻金を財源の一部として退職金・弔慰金(見舞金)を支払った場合、原則としてその金額は損金算入ができる。ただし、役員の場合には損金算入額に限度(法人税法第36条)があるため全額損金算入とはならない場合がある

(*4) 法人の慶弔見舞金規定等により見舞金を支払った場合には、原則として損金算入が可能。

法人に慶弔見舞金規定等がない場合でも、社会通念上妥当と認められる額は損金算入可能。

社会通念上妥当な範囲を超える部分は、賞与認定

11. 死亡保険金取得以外で相続税の課税関係が生ずる場合の生命保険契約に関する権利の評価

(1) 課税関係が生ずる場合

契約者である保険料負担者が死亡した場合

相続開始のときにおいてまだ保険事故の発生していない生命保険契約(定期保険を除く)で、被相続人が契約者で、生命保険料の全部又は一部を負担しているものがある場合

その生命保険契約に関する権利のうち、次の算式により計算した金額に相当する部分が本来の相続財産として相続税の課税対象となる(相基通 3-36(1))。

被相続人が負担した保険料の額

生命保険契約に関 × 相続開始時までの払込保険料の総
する権利の価額 額

契約者でない保険料負担者が死亡した場合

相続開始のときにおいてまだ保険事故の発生していない生命保険契約(定期保険を除く)で、被相続人が契約者で、かつ、被相続人以外の者がその生命保険料の全部又は一部を負担しているものがある場合

その生命保険契約に関する権利のうち、次の算式により計算した金額に相当する部分を、その契約者が、被相続人から相続又は遺贈により取得したものとみなされて、相続税の課税対象となる(相法 3 三)。

被相続人が負担した保険料の額

生命保険契約に関 × 相続開始時までの払込保険料の総
する権利の価額 額

契約者である雇用主から生命保険契約に関する権利を取得した場合

雇用主が契約者としてその従業員(役員を含む。以下 において同じ)のために、従業員の配偶者その他親族等を受取人とする保険契約(定期保険を除く)を締結している場合において、その従業員の死亡によりその相続人等がその生命保険に関する権利を取得した場合

相続又は遺贈により取得したものとみなされる退職手当金等に該当するものとして相続税の課税対象となる(相基通 3-28)

(2) 生命保険契約に関する権利の評価

相続税法において生命保険に関する権利を取得した時において保険事故が発生していないものに関する権利の価額は、下記の算式により算出した金額による。ただし、保険料の全額が一時に払い込まれた生命保険契約に関する権利の価額は、払込保険料の全額に相当する金額による(相法 26)。

払込保険料の合計金額(保険料の
払込期日の到来していない部分を × 70/100 - 保 険 × 2/100
除く) 金額

上記算式の払込保険料の合計額および保険金額についてはそれぞれ政令において次のように規定されている。

保険料の合計金額(相令 4 の 20)

(イ) 当該生命保険契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金(いわゆる契約者配当金)を持って相殺された保険料がある場合は、権利取得時までに払い込まれた保険料の合計額(権利取得時までに払込期日の到来していない部分を除く。以下 まで同じ)と相殺された保険料の合計額を合計した金額。

(ロ) 権利取得時までに契約に基づく保険料の免除があった場合は、権利取得時までに払い込まれた保険料の合計額と免除を受けた保険料の合計額。

(ハ) 権利取得時までに契約に基づく保険金の一部支払があった場合は、権利取得時までに払い込まれた保険料の合計額に次の割合を乗じた金額。

契約による保険金 - 権利取得時までに支払われた保険金額

契約による保険金額

保険金額(相令 4 の 20)

(イ) 権利取得時までに契約に基づく保険金の一部支払があった場合は、契約にかかる保険金額から権利取得時までに支払われた保険金額を控除した金額。

(ロ) 契約に被保険者が災害その他の事故により死亡した場合その他被保険者に一定の事由が生じた場合には保険金の割り増しをする旨の定めがある場合は、割り増しがあったものとした場合の保険金額。

(ハ) 契約に保険金を定期金により給付する旨の定めがある場合は、権利取得時に保険事故が発生したものとみなして保険金を定期金として評価した金額(あらかじめ金額の確定した一時金による給付を選択することができる旨の定めがある場合はその一時金の額)。

(3) 転換契約の保険料の合計額および保険金額

いわゆる契約転換制度により生命保険契約を転換した場合の上記(2) の「保険料の合計額」および(2) 「保険金額」は次のようになる。

保険料の合計額は次に掲げる金額(それぞれを上記(2) の「保険料の合計金額」に準じて計算した金額)の合計額

(イ) 転換時までに転換前契約に基づいて払い込まれた保険料の合計額

(契約転換時に割戻金等により精算された契約者貸付金がある場合には、保険金の一部支払いがあったものとして計算する)。

(ロ) 転換後契約に基づいて支払われ保険料の合計額

保険金額は転換後契約にかかる保険金額(上記(2)の「保険金額」に準じて計算した金額)。

(4) 養育年金付こども保険に係る生命保険契約に関する権利の評価

(相基通 3-15)

被保険者(子)が一定の年齢に達するごとに保険金が支払われるほか、保険契約者(親)が死亡した場合にはその後の保険料を免除するとともに満期に達するまで年金を支払ういわゆる養育年金付こども保険に係る保険契約者が死亡した場合における取扱いは、年金受給権と生命保険契約に関する権利とにわけて評価を行うこととなる。このうち、生命保険に関する権利は、保険契約者の死亡後被保険者が一定の年齢に達するごとに支払われる保険金のうち保険契約者が負担した保険料に対応する部分について、保険契約者の権利義務を継承する被保険者に課税関係が生じることとなる。

保険料の合計額(相基通 26-3(1))

$$\text{権利取得時までの払込保険料の合計} \times \frac{A - \text{Aのうち権利取得時までに支払われた保険金の額(C)}}{A + \text{年金の受給権の価額(B)}}$$

A = 一定の年齢に達するごとに支払われる保険金の合計額

B = 保険契約者の死亡により被保険者等が取得した年金受給権の価額

保険金額(相基通 26-3(2))

上記の算式中的 A - C

(5) 変額保険契約に関する権利の評価

変額保険は払込保険料を分離運用し、その実績に基づいて保険金額が変動する生命保険契約の一種で、生命保険契約に関する権利については相続税法第 26 条が適用され他の生命保険契約と同様に評価する。

ただし、変額保険の場合、保険金額が資産の運用実績に基づいて増減するので、権利取得時の保険金額を確認する必要がある。

なお、実際の課税時点では、次のような取扱いも行われている。

「課税時期における解約返戻金の額が、相続税法第 26 条の評価額を下回るときは解約返戻金の額で評価しても差し支えありません。」(「改訂新版回答事例による資産税質疑応答集」1142 頁、(財)大蔵財務協会より)

損害保険会社格付け資料

(資料3-1)

第4 添付資料

損害保険会社名	S&P 03/06/03調べ	Moodys 03/06/03調べ	JCR 03/06/03調べ	R&I 03/06/03調べ	ソルベンシー マージン比率	総資産 (百万)	正味収入保険料 (百万)	正味収入保険料 増収率	損害率 1	事業費率 2	従業員数	代理店数
あいおい損保	A-	A3		A	-	-	-	-	-	-	-	-
アクサ損害					3039.30%	14,781	2,806	294.66%	46.01%	206.56%	185	9
朝日火災海上	BBpi		A-	BBB	926.20%	338,891	37,335	1.36%	52.47%	46.68%	672	9,126
アメリカンホーム	AAA				-	-	16,349	16.90%	44.50%	79.70%	-	-
アリアンツ火災海上					604.40%	4,086	1,366	5.34%	58.64%	77.96%	53	158
ウインタートウル・スイス					-	-	4072	24.50%	70.50%	68.00%	-	-
AIU保険	AAA				1184.50%	184,472	45,731	2.10%	61.40%	36.40%	-	13,387
エース損害	A-				1016.80%	48,230	19,648	10.79%	72.25%	40.99%	495	3,470
共栄火災海上	BBB		A+		691.10%	737,316	171,380	1.81%	56.87%	39.46%	2,909	16,519
ジェイアイ傷害火災					1694.40%	17,871	13,125	8.16%	33.80%	51.64%	143	1,039
スミセイ損害保険					2204.10%	53,324	23,711	19.96%	56.07%	35.50%	263	1,693
セコム損害	BBpi		A		515.10%	194,183	24,892	14.39%	50.29%	43.74%	519	4,065
セゾン自動車火災					1164.50%	35,499	17,564	3.67%	56.00%	44.86%	249	850
ゼネラル保険					-	-	3,645	3.30%	47.00%	49.60%	-	-
ソニー損害					2357.70%	18,999	7,529	475.61%	34.47%	123.15%	205	44
第一ライフ損害					2533.50%	56,841	19,115	26.69%	50.15%	40.72%	320	37,331
大成火災海上	R				815.20%	411,425	88,792	3.03%	58.58%	39.82%	1,774	12,179
大同火災海上	BBBpi		Ap		2425.30%	50,243	14,048	0.04%	53.37%	46.86%	304	1,943
チューリッヒ					-	-	20,570	23.70%	50.40%	60.90%	-	-
東京海上火災	AA-	Aa2	AAA	AA+	1278.00%	7,670,181	1,310,800	1.85%	60.34%	35.98%	13,294	64,659
日動火災	AA-	Aa3	AAA	AA+	1172.80%	2,097,975	376,731	1.59%	59.52%	37.58%	5,372	27,995
ニッセイ同和損害保険	AA- A+	A3	AAp		-	-	-	-	-	-	-	-
日新火災	BBB-		A	BBB+	941.00%	543,208	147,520	1.69%	60.89%	39.84%	2,683	14,795
日本興亜損保	A+	A2	AAp	A+	-	-	-	-	-	-	-	-
富士火災	BBB	Ba1	A	BBB+	735.10%	1,213,281	320,785	3.22%	62.71%	38.16%	4,637	24,975
三井住友海上	AA-	Aa3	AAA	AA	-	-	-	-	-	-	-	-
三井ライフ損害保険					1723.80%	30,893	11,375	19.41%	50.24%	49.10%	308	11,101
明治損害					2646.90%	76,691	16,124	20.62%	59.37%	51.35%	226	24,167
安田ライフ損害保険					3127.70%	38,922	13,906	25.23%	49.27%	45.74%	346	15,165
ユナム・ジャパン					899.00%	3,863	2,154	42.37%	10.26%	74.33%	50	1,337

[2002年07月01日合併新会社]

損保ジャパン	AA-	Aa3	AA+	AA
--------	-----	-----	-----	----

イーエフピー(株)ホームページより

S&P : スタンダード&プアーズ東京
 Moody's : ムーディーズジャパン株式会社
 JCR : 株式会社 日本格付研究所
 R&I : 株式会社 格付投資情報センター

引用先: Insurance平成13年度版損害保険統計号
 平成13年度版各保険会社発行ディスクロージャー資料
 1:正味収入保険料に占める正味支払保険金(損害調査費含む)の割合
 2:正味収入保険料に占める保険引受事業費(損害調査費除く)の割合

(資料3-1)

生命保険会社格付け資料

会社名	S&P	Moodys	JCR	R&I	ソルベンシー	総資産	高	保有契約高	従業員数(名)		拠点数		代理店数	
	03/06/03調べ	03/06/03調べ	03/06/03調べ	03/06/03調べ	マージン比率	(億円)	(億円) 1	増加率	[内勤]	[外勤]	[支社]	[営業所]	全体	うち法人
アイエヌジー生命	AA-				1287.60%	3,945	36,510	16.34%	512	217	28	29	5,827	2,549
あいおい生命				A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
あおば生命					377.60%	8,723	23,506	11.25%	-	-	-	-	-	-
アクサグレースライフ	AA-		BBBp	AA-	464.70%	32,758	128,801	12.93%	33	-	-	-	1,153	786
アクサ生命	AA-			AA-	855.10%	1,177	25,798	191.70%	2,038	5,945	80	2	3,180	1,426
朝日生命	CCC CCC-	Caa1	B+	B+	543.40%	112,096	841,037	4.02%	6,778	22,184	83	931	1,004	138
あざみ生命					2070.30%	1,601	3,283	-	1	501	-	-	-	-
アメリカンファミリー生命	AA	Aa2			1333.40%	31,744	51,117	16.97%	1,965	-	85	-	9,113	4,245
アリコジャパン	AAA	Aaa			1328.00%	12,729	126,671	9.22%	1,511	3,206	39	103	9,317	3,623
AIGスター生命				AA+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オリックス生命	BBB		A+	A+	1015.10%	6,141	30,265	12.15%	444	-	18	224	2,239	1,329
カーディフ生命					2036.10%	4	-	-	13	-	-	-	-	-
共栄火災しんらい生命			A		2187.00%	285	6,278	23.24%	71	-	5	-	4,150	660
クレディ・スイス生命					1336.10%	1,153	13,677	3.55%	235	412	9	243	359	216
GEエジソン生命	AA-	Aa2	AA		1043.20%	20,944	102,882	29.02%	1,494	4,664	20	303	3,991	1,942
ジブラルタル生命	A	A2			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スカンディア生命				A+	7899.40%	297	1,728	60.00%	95	-	-	-	515	400
住友生命	BBB- BB+	Ba1	A-	BBB+	551.30%	237,228	2,072,225	4.01%	10,320	48,019	99	2,553	346	77
セゾン生命					713.70%	5,192	27,245	10.49%	311	449	13	55	561	120
ソニー生命	AA-		AA	AA	1905.90%	14,500	215,224	14.37%	1,353	4,340	98	531	1,697	1,173
第一生命	A-	Baa2	A+	A+	682.30%	316,026	2,268,437	2.30%	9,819	50,608	113	1,989	861	165
大同生命	A+	Baa2	AA-	AA-	757.60%	59,004	389,897	0.21%	3,130	4,866	102	490	13,203	3,383
太陽生命	A	Baa2	A	A	806.80%	72,664	151,725	0.08%	2,507	9,276	147	774	685	69
チューリッヒ生命					1844.40%	72	2,547	75.66%	114	-	-	-	49	43
T&Dフィナンシャル生命			A	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ディー・アイ・ワイ生命					5489.40%	85	1,245	140.81%	68	-	-	-	347	107
東京海上あんしん生命	AA-		AAA	AA+	1744.00%	4,588	60,627	29.13%	382	175	18	-	19,463	6,054
日勤生命			AA+		1985.90%	870	11,652	16.23%	81	-	6	-	7,600	1,148
日本興亜生命				A+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本生命	AA- A+	A3	AAp	AA	778.10%	440,028	3,160,532	3.15%	15,491	55,286	124	1,856	4,170	1,362
ハートフォード生命	AA-				21458.30%	151	102	-	36	-	-	-	1	1
ピーシーエー生命					1295.50%	1,156	5,610	4.79%	195	-	12	4	2,699	1,788
富国生命	A-	Baa3	A+p	A+	779.30%	47,851	370,230	1.04%	2,944	11,134	64	565	1,402	488
富士生命					3138.40%	441	10,400	18.42%	81	-	8	-	6,597	817
ブルデンシャル生命	AA-				1475.60%	5,631	142,604	15.20%	752	1,802	46	-	-	-
マスマチュアル生命	BBpi		AA-	BBB	672.70%	5,298	24,420	1.26%	683	1,597	107	138	222	62
マンユライフ生命	AA+				6256.90%	1,248	23,970	38.88%	795	4,416	49	278	2,284	341
三井生命	B+	Ba3	BBB-	BB	492.70%	97,777	666,981	5.07%	4,224	14,114	88	848	38	37
三井住友海上きらめき生命				AA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
明治生命	BBB+	Baa2	A+	A op	667.20%	174,695	1,261,476	1.95%	8,469	32,309	86	1,209	442	98
安田火災ひまわり生命					960.70%	3,992	48,797	55.61%	825	107	60	25	18,445	5,822
安田生命	BBB+	Baa2	A+	A	602.60%	102,566	742,099	2.36%	6,090	16,662	91	834	72	64
大和生命			BB+	BBop	553.10%	2,789	12,856	9.46%	404	987	21	61	722	57

S&P : スタンダード&プアーズ東京
Moodys: ムーディーズジャパン株式会社
JCR : 株式会社 日本格付研究所
R&I : 株式会社 格付投資情報センター

引用先: Insurance平成13年度版生命保険統計号
平成13年度版各保険会社発行ディスクロージャー資料
1: 団体契約を除く

イーエフピー(株)ホームページより